



お支払いする場合

- 領収証に「入院」の記載があるケース
 - 入院給付金の支払対象となります。
 - (例1) 領収証区分に「入院」の記載あり
 - (例2) 診療明細書に「入院基本料」算定あり

(領収証のイメージ)

1234		領収証	
受診料	入・外	領収証N	
	入院		
初・再診料			

患者番号	氏名	請求期間 (入院の場合)				
1234	〇〇 〇〇 様	年 月 日 ~ 年 月 日				
受診料	入・外	発行日	費用区分	負担割合	本・差	区分
	入院	年 月 日				
初・再診料	入院料等	医学管理費	在宅診療	検査	画像診断	投薬
	点	点	点	点	点	点
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔
						放射線治療



お支払いできない場合

- 領収証に「外来」の記載があるケース
 - 外来(通院)のため、入院給付金はお支払対象外となります。

(領収証のイメージ)

1234		領収証	
受診料	入・外	領収証N	
	外来		
初・再診料			

患者番号	氏名	請求期間 (入院の場合)				
1234	〇〇 〇〇 様	年 月 日 ~ 年 月 日				
受診料	入・外	発行日	費用区分	負担割合	本・差	区分
	外来	年 月 日				
初・再診料	入院料等	医学管理費	在宅診療	検査	画像診断	投薬
	点	点	点	点	点	点
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔
						放射線治療

- 領収証に「外来」や「入院」の記載がなく、診療明細書に「短期滞在手術等基本料1」の算定があるケース
 - 「短期滞在手術等基本料1」は、日帰り手術の場合に算定されるため、「外来」としてお取り扱いし、入院給付金はお支払対象外となります。
 - ※医療機関により入院とご説明を受けている場合は、担当者にお問い合わせください。

(領収証のイメージ)

1234		領収証	
受診料	入・外	領収証N	
	(空欄)		
初・再診料			

(診療明細書のイメージ)

診療明細書		1/1			
患者番号	12345	氏名	安田 明治	様	
受診日	年 月 日		点数	回数	自費金額
注射	*ウィーンD輸液 500ml トロンサン注10% 2.5ml アドラ注(静脈用) 50mg 0.5% 10ml 1回				
入院料等	*短期滞在手術等基本料1 (イ以外の場合) (1以外の場合)		1359		

入院料等 | *短期滞在手術等基本料1 (イ以外の場合) (1以外の場合)

解説

- 入院給付金のお支払対象となる「入院」に該当するかは、「入院基本料」の算定の有無などを参考に判断しています。
- 「短期滞在手術等基本料」とは、日帰り手術および4泊5日までの入院による特定の手術や処置のために設定された包括的な診療報酬で、「短期滞在手術等基本料1」と「短期滞在手術等基本料3」があります。
- このうち「短期滞在手術等基本料1」は日帰り手術を対象とした点数で、「入院基本料」は算定されません。そのため、当社では原則「外来」としてお取り扱いします。